

OCI株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員の仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、以下に挙げる行動計画を策定する。

1. 計画期間 :2026年 4 月 1 日 ～ 2029年 3 月 31 日まで

2. 内 容 :

【目標1】 育児休業等の取得率を30%以上とし、男性の育児休業等の平均取得日数30日以上を達成する。

＜対策＞

- ・ 従前の対策を継続し、男性の出生時育児休業制度について仕組み等の説明を行い、理解を促すとともに取得の推進を図る。(2026年4月～)
- ・ 子の看護等休暇の取得が進まないことから、有給化の検討を続ける。(2026年4月～)

【目標2】 有給休暇取得率の維持

全体的な取得率は過去3年間70%以上を維持できたことから、今後各年度において73%以上の取得率達成を目指す。

＜対策＞

- * 2029年3月までの各年度において、退職者を除く年次有給休暇取得率73%以上を目指し、
 - ・ 土日祝日に絡めて2 日間以上取得
 - ・ 大型連休の谷間に取得
- を推奨し「連続有給休暇取得」を推進する。(2026年4月～)

【目標3】 長時間労働の抑制

2023～2025年度の3年間では、残業時間が毎年度微増しているので、減少トレンドにすべく対策を講じる。管理職を除く残業時間について、前年比マイナス5%を目指す。

＜対策＞

- * 製品規格の統廃合により扱うアイテム数の減少を図り、作業工程や受発注業務の効率化を実現する。また、客先へ「受注締め切り時間順守の徹底」、「著しく短い納期の発注」や「頻繁な内容変更の発注」をしないように協力を求めるとともに、各部門において業務の棚卸を推進し、効率化に努め、生産性の向上を図る。
- ・ 毎月個別の残業時間の前年比分析を行い、各組織長に残業の必要性の確認を促す。(2026年4月～)

以上